

太宰府市男女共同参画推進シンボルマーク使用の手引き

平成 28 年 7 月 4 日

太宰府市人権政策課

1 シンボルマークについて

このシンボルマークは、平成 27 年度に「太宰府市男女共同参画推進条例施行 10 周年記念事業」として市民の皆様に募集し、決定したもので、男女がお互いを認め、いきいきと輝いている様子がデザインされています。

太宰府市の男女共同参画推進のシンボルとして、様々な場面で広く活用していきます。

2 シンボルマークの使用について

シンボルマークはどなたでも使用できますが、著作権は太宰府市に帰属しています。

なお、使用者がこれを使用することは、太宰府市が進める男女共同参画に賛同し、積極的に推進する意思を表明するものであり、特定の企業・団体等の活動内容を保証するものではありませんので、ご了承ください。

3 注意・禁止事項

次にあげる場合は使用できません。また、使用中にこれが守られていないと判断した場合、使用を中止していただく場合があります。

なお、使用によって生じた損害等について、本市は一切その責任を負いませんのでご留意ください。

- (1) 太宰府市の品位を傷つけ、または傷つけるおそれのあるとき。
- (2) シンボルマーク本来の形や色、趣旨を歪めるような使い方をするとき。
- (3) 政治活動・布教活動等の他、不当な利益をあげるために使用する場合。
- (4) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する場合。
- (5) その他その使用が著しく不適當であるとき。

4 使用にあたってのお願い

シンボルマークは太宰府市ホームページからダウンロードできます。一部または全部を加工することなく使用し、正しい形ではっきりと表示してください。